

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成29年
2月7日
(火曜日)

目次

- 告示
山口県卸売市場条例第三十五条第二号の規定による業務の廃止の届出
(ふちうまやまぐち推進課) 一
- 保安林の指定(山口市)(森林整備課) 一
- 河川区域の変更による廃川敷地等(河川課) 二
- 公有水面の埋立ての免許(港湾課) 二
- 公告
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(二件)(県民生活課) 五
- 開発行為に関する工事の完了(建築指導課) 五
- 選管告示
政治団体の名称等 五
- 政治団体の異動事項 六
- 解散等に係る政治団体の名称等 七
- 資金管理団体の名称等 七
- 資金管理団体の異動事項 七

山口県告示第二十七号

山口県卸売市場条例(昭和四十七年山口県条例第七号)第三十五条第二号の規定により、次のとおり業務の廃止の届出があった。

平成二十九年二月七日

山口県知事 村岡 嗣 政



山口県告示第二十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十九年二月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 保安林の所在場所
山口市阿東徳佐下字台八、九の一、九の二、字山崎一〇の一、一〇の二、一一、一二、一六の一、一七、字上台二〇三の一、阿東徳佐上字沖田九五、一〇九、一一三
指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採種は、定めない。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

登録番号	開設者の名称	開設者の住所	その他の卸売市場の名称	その他の卸売市場の所在地	廃止年月日
水開第五〇号	山口県漁業協同組合	下関市伊崎町四丁目四番二	山口県漁協小野田共同販売所	山陽小野田市大字小野田一	平成二八、二二、三一

登録番号	卸売業者の名称	卸売業者の住所	その他の卸売市場の名称	その他の卸売市場の所在地	取扱品の目録	廃止年月日
水卸第五〇号	小野田鮮魚協同組合	山陽小野田市大字小野田一一九〇〇	山口県漁協小野田共同販売所	山陽小野田市大字小野田一一九〇〇	水産物	平成二八、二二、三一

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済産業部農林政策課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第二十九号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所山口支所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年二月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 河川の名称

榎野川水系吉敷川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成二十九年二月七日

三 廃川敷地等の位置

山口市朝田字椿河内一五三番七

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地 四・九〇平方メートル

山口県告示第三十号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成二十九年二月七日

室津港港湾管理者

山口県

山口県知事 村岡 嗣 政

一 埋立区域

(一) 位置

1 第一区

熊毛郡上関町大字室津字西町六六八の二に沿接する道路から同字一七八五の三

に至る土地の地先公有水面

2 第二区

熊毛郡上関町大字室津字本町八三九の七から同大字西町六七一の二〇に至る

土地の地先公有水面

(二) 区域

1 第一区

次の1の地点から11の地点までを順次結ぶ平成二十八年春分の満潮位（D・L・十二・五五メートル）（以下「満潮位」という。）における公有水面と陸地

との境界線、11の地点と12の地点を結ぶ昭和四十四年十月十七日付け指令港湾第六七一号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（D・L・十三・二七メートル）、12の地点から31の地点までを順次結んだ線、31の地点から一〇一度〇一分三二秒六五・四五メートルの地点を中心とする半径六五・四五メートルの円で31の地点と32の地点を結ぶ西側の円弧及び1の地点と32の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

2 第二区

次の33の地点から50の地点までを順次結ぶ昭和四十三年十二月二十七日付け指令港湾第一四九六号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（D・L・十三・二七メートル）、50の地点から66の地点までを順次結んだ線及び33の地点と66の地点を結ぶ平成三年一月十六日付け指令港湾第七四四号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（D・L・十二・八四メートル）に囲まれた区域

1の地点 熊毛郡上関町大字長島字殿後の上関四等三角点（北緯三三度四九分四

四・一四八秒東経一三二度〇六分五三・一七二秒）（以下「基準点」という。）から一度一八分一五秒八八三・八四メートルの地点

2の地点 1の地点から二八度三五分三三秒七・〇九メートルの地点

3の地点 2の地点から二七度四五分〇九秒一〇・三四メートルの地点

4の地点 3の地点から二七度五七分五秒三〇・〇四メートルの地点

5の地点 4の地点から二八度三八分一三秒九・四八メートルの地点

6の地点 5の地点から三一度三八分四二秒二〇・二六メートルの地点

7の地点 6の地点から三〇度四七分二五秒一五・九〇メートルの地点

8の地点 7の地点から三三度一二分二四秒一七・二三メートルの地点

9の地点 8の地点から三八度一四秒〇・二九メートルの地点

10の地点 9の地点から三七度二七分四九秒八・〇九メートルの地点

11の地点 10の地点から三五度五七分五九秒四・六三メートルの地点

45の地点	44の地点	43の地点	42の地点	41の地点	40の地点	39の地点	38の地点	37の地点	36の地点	35の地点	34の地点	33の地点	32の地点	31の地点	30の地点	29の地点	28の地点	27の地点	26の地点	25の地点	24の地点	23の地点	22の地点	21の地点	20の地点	19の地点	18の地点	17の地点	16の地点	15の地点	14の地点	13の地点	12の地点
44の地点から三二五度四二分一五秒二・四一メートルの地点	43の地点から三二〇度〇一分三四秒一〇・〇五メートルの地点	42の地点から二三五度三六分四〇秒三・四八メートルの地点	41の地点から三一四度三六分一四秒三・〇七メートルの地点	40の地点から三五五度〇〇分〇九秒三・五〇メートルの地点	39の地点から三一八度一九分一一秒一・三〇メートルの地点	38の地点から三一八度一九分四四秒四・五七メートルの地点	37の地点から三二二度〇七分一七秒四・〇一メートルの地点	36の地点から三二六度二七分〇四秒三・〇四メートルの地点	35の地点から三三五度三四分一七秒三・四一メートルの地点	34の地点から三四七度四六分〇六秒二・八七メートルの地点	33の地点から〇度〇四分一六秒二・四二メートルの地点	基準点から一七度三九分〇五秒七八七・五二メートルの地点	31の地点から一八三度〇三分一〇秒一八・一六メートルの地点	30の地点から一九二度三七分一三秒三・七四メートルの地点	29の地点から一九六度一六分〇六秒五・三九メートルの地点	28の地点から二〇三度一八分四〇秒五・二八メートルの地点	27の地点から二〇五度五八分一八秒五・二二メートルの地点	26の地点から二〇八度三二分四三秒八・二八メートルの地点	25の地点から二〇八度三二分四三秒八・二八メートルの地点	24の地点から一九九度四分一〇秒〇・八〇メートルの地点	23の地点から二二〇度〇五分四六秒三・五〇メートルの地点	22の地点から二二〇度二〇分五七秒〇・八〇メートルの地点	21の地点から二二〇度四四分三〇秒六・八一メートルの地点	20の地点から二二〇度五五分一二秒三二・七七メートルの地点	19の地点から二二〇度五五分三七秒〇・八〇メートルの地点	18の地点から二二〇度五四分三七秒三・五〇メートルの地点	17の地点から二二〇度五三分二四秒〇・八〇メートルの地点	16の地点から二二〇度五五分一二秒七・六四メートルの地点	15の地点から二二一度〇〇分四九秒七・八九メートルの地点	14の地点から二二一度四分四一秒一〇・一一メートルの地点	13の地点から二二二度四分〇二秒五・〇九メートルの地点	12の地点から二二三度四分一六秒五・四二メートルの地点	11の地点から二三二度二九分五一秒一五・七二メートルの地点

46の地点	47の地点	48の地点	49の地点	50の地点	51の地点	52の地点	53の地点	54の地点	55の地点	56の地点	57の地点	58の地点	59の地点	60の地点	61の地点	62の地点	63の地点	64の地点	65の地点	66の地点
45の地点から三四二度二九分四八秒三四・五四メートルの地点	46の地点から三三三度二二分〇五秒一・五三メートルの地点	47の地点から三二七度五五分四二秒一二・五八メートルの地点	48の地点から二八五度〇五分〇九秒〇・八六メートルの地点	49の地点から二五九度二九分四一秒一二・七九メートルの地点	50の地点から一四九度〇九分五一秒五・六九メートルの地点	51の地点から一四七度四四分〇二秒一〇・一八メートルの地点	52の地点から一四七度二一分一二秒一一・九九メートルの地点	53の地点から二三七度二一分五〇秒〇・八〇メートルの地点	54の地点から一四七度二〇分五二秒一・七〇メートルの地点	55の地点から一四七度二四分〇九秒〇・八〇メートルの地点	56の地点から一四七度二〇分五七秒二二・四五メートルの地点	57の地点から二三七度一九分一五秒〇・六八メートルの地点	58の地点から一四七度二〇分五二秒一・七〇メートルの地点	59の地点から五七度二三分三二秒〇・六八メートルの地点	60の地点から一四七度二一分二二秒五・八五メートルの地点	61の地点から一四八度五三分二三秒六・二四メートルの地点	62の地点から一五〇度一九分三一秒九・六一メートルの地点	63の地点から一五四度〇七分〇〇秒九・二五メートルの地点	64の地点から一五八度二四分五三秒四・四八メートルの地点	65の地点から一六二度〇一分一六秒〇・九一メートルの地点

(三)

面積

1 第一区

一、五九三・二七平方メートル

2 第二区

八四六・九五平方メートル

二 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

熊毛郡上関町大字室津字瀬戸町九〇四の一〇、同大字字築出町八六九の五、同大字字本町八三九の六から八三九の八まで、同大字字西町六七一の一九から六七一の二一まで、一七八五の一から一七八五の三まで及び一七八五の二九、同大字字立畠五五〇の一〇から五五〇の一二まで、同大字字福田五四九の二一並びに同大字字西町六六八の六から同字六五九の八までに沿接する道路地内並びに同大字字瀬戸町九〇四の一から同大字字福田五四九の二一に至る土地の地先

(二) 区域

次の①の地点から④⑥の地点までを順次結んだ線及び①の地点と④⑥の地点を結んだ線に囲まれた区域

- ①の地点 基準点から一八度五九分一四秒七〇九・二五メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から八度〇九分四三秒八一・一七メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から三四八度三六分三三秒七・二八メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から三二七度二六分二一秒七・八四メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から三二〇度一七分三八秒一七・九八メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から三〇九度三二分四六秒一四・二〇メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から三四二度二五分〇二秒三五・五七メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から三二七度五五分五秒一七・〇八メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から二五九度二一分三二秒四七・〇〇メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から三二六度三九分二二秒六・五二メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から一五度二五分四四秒一・七一メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から一度〇八分〇七秒七・二一メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から六度一三分二秒九・一二メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から六七度三五分一一秒一二・二二メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から三三八度四一分四四秒五・九三メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から七二度〇五分二〇秒一七・一二メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から二八度三五分五八秒七・八七メートルの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から二七度四五分〇九秒一〇・三四メートルの地点
- ⑲の地点 ⑱の地点から二七度五七分五一秒三〇・〇四メートルの地点
- ⑳の地点 ⑲の地点から二八度三八分一三秒九・四八メートルの地点
- ㉑の地点 ⑳の地点から三一度三八分四二秒二〇・二六メートルの地点
- ㉒の地点 ㉑の地点から三〇度四七分二五秒一五・九〇メートルの地点
- ㉓の地点 ㉒の地点から三三度一二分二四秒一七・二三メートルの地点
- ㉔の地点 ㉓の地点から三八度一四分〇二秒〇・二九メートルの地点
- ㉕の地点 ㉔の地点から三七度二七分四九秒八・〇九メートルの地点
- ㉖の地点 ㉕の地点から三五度五七分五九秒四・六三メートルの地点
- ㉗の地点 ㉖の地点から二二度二四分〇〇秒四・九九メートルの地点
- ㉘の地点 ㉗の地点から三三度四八分二九秒三五・八〇メートルの地点
- ㉙の地点 ㉘の地点から三〇六度〇〇分一五秒七・〇七メートルの地点
- ㉚の地点 ㉙の地点から六一度〇四分四六秒四六・〇五メートルの地点
- ㉛の地点 ㉚の地点から二二度一七分二八秒九・二一メートルの地点

- ③②の地点 ③①の地点から七三度四五分〇四秒三五・二三メートルの地点
- ③③の地点 ③②の地点から三五〇度四〇分五六秒八・一四メートルの地点
- ③④の地点 ③③の地点から二四七度二五分一五秒一五・〇七メートルの地点
- ③⑤の地点 ③④の地点から二五二度三七分三六秒一九・八二メートルの地点
- ③⑥の地点 ③⑤の地点から二五四度三五分三三秒二〇・七一メートルの地点
- ③⑦の地点 ③⑥の地点から二四四度〇〇分四〇秒五・六九メートルの地点
- ③⑧の地点 ③⑦の地点から一五三度四三分五〇秒七・〇二メートルの地点
- ③⑨の地点 ③⑧の地点から二四三度二九分二五秒六七・六四メートルの地点
- ④①の地点 ③⑨の地点から二九九度〇三分〇九秒九六・七六メートルの地点
- ④②の地点 ④①の地点から二〇九度〇三分一一秒二〇〇・〇〇メートルの地点
- ④③の地点 ④②の地点から一七九度五六分〇七秒二八八・〇〇メートルの地点
- ④④の地点 ④③の地点から八度〇一分一七秒一二〇・〇一メートルの地点
- ④⑤の地点 ④④の地点から九八度一〇分五〇秒六八・四〇メートルの地点
- ④⑥の地点 ④⑤の地点から一八七度四七分三三秒九・六二メートルの地点

(三) 面積

六八、二七五・二一平方メートル

三 埋立地の用途

用 途	配 置	規 模
道 路 用 地	埋立地の東側に配置	約一、八六五平方メートル
防 災 施 設 用 地	埋立地の西側に配置	約五七五平方メートル

四 免許を受けた者

山口市滝町一番一号

山口県

山口県知事 村岡 嗣政

五 免許の年月日

平成二十九年一月三十一日



(二七) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十九年三月十三日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年二月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請のあった年月日

平成二十九年一月十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 消費者ネットワークうべ

代 表 者 の 氏 名 嶋村 慎二

主たる事務所の所在地 宇部市新天町一丁目二番三六号

三 定款に記載された目的

宇部市及びその周辺住民に対して、消費生活相談、消費生活に関する講座や情報の提供等に関する事業を行い、消費生活の安定、向上に寄与すること。

(二八) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十九年三月十七日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年二月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請のあった年月日

平成二十九年一月十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 ファミリーユーススポーツクラブ

代 表 者 の 氏 名 宮本 大輔

主たる事務所の所在地 美祢市美東町真名九九番地の三

三 定款に記載された目的

美祢市及び近郊に在住する青少年、障害者及び高齢者に対して、サッカーを中心としたさまざまなスポーツ活動や文化的活動及び地域に根ざした継続的なコミュニティ活動に関する事業を行い、地域活性化に寄与すること。

(二九) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十九年二月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開発区域に含まれる地域の名称

下松市潮音町五丁目

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

下松市美里町二丁目一四番一五号

株式会社リアルエステート国広



山口県選挙管理委員会告示第九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十九年二月七日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	届出(年月日)

山口県選挙管理委員会告示第十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があった解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十九年二月七日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
自由民主党防長交通支部	堀井 和秀	西岡 洋	周南市松保町7番9号	平成28、 12、31
えとう弘光後援会	原川 盛夫	元子 祐子	山陽小野田市稲荷町12番18号	〃 〃 〃
大寺和美後援会	柳屋ミサオ	有井久美子	周南市大字徳山4939の3	〃 10、〃
新原良夫後援会	新原 良夫	新原 聡子	大島郡周防大島町大字東安下庄1090の4	〃 12、28
万代やすお後援会	金子賢太郎	田中 久善	美祿市東厚保町川東2667の1	〃 11、30
平川敏郎後援会	平川 義英	江村 光子	大島郡周防大島町大字久賀4393	〃 12、1
未来の会	安原 実昭	羽仁 香介	下関市宮田町 / 丁目3番4号	〃 10、31
吉田芳春後援会	吉田 雅彦	吉田八重子	大島郡周防大島町大字久賀6972	〃 12、〃

山口県選挙管理委員会告示第十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による届出があった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十九年二月七日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資 金 管 理 団 体 名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考 (年 月 日)
伊藤 實	山陽小野田市長	伊藤みのる後援会	山陽小野田市大字山川1329の27	伊藤 實	平成28、 11、〃

山口県選挙管理委員会告示第十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十九年二月七日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異 動 事 項	異 動 内 容		備 考 (年 月 日)
			新	旧	
藤道 健二	萩の未来ネットワーク	事務所	萩市大字土原556の11	萩市大字浜崎新町124	平成28、 11、21

平成二十九年二月七日印刷

発行人所

山口県知事